

# 第9回岩国市都市計画審議会

## 議 事 録

平成23年2月15日

## 第9回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成23年2月15日（火曜日） 午前10時00分～午前12時00分

○場 所 岩国市役所6階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第5号 岩国市の都市計画に関する基本的な方針の策定について

(3) 報告第7号 岩国市都市計画提案制度の導入について

(4) 報告第8号 岩国市市街化調整区域における地区計画運用基準の策定について

(5) その他 都市計画区域の再編について

3 閉 会

○出席者〔委員21人〕

会 長 間 野 博

委 員（1号委員）

柳澤省三 熊野稔 隅喜彦 有田慈〔代理出席：堀穰〕

（2号委員）

味村憲征 片山原司 河合伸治 姫野敦子 大西明子

（3号委員）

山口登美男〔代理出席：堀江豊〕 草田直之 山崎彰

（4号委員）

上田正義 小林利生 滝山進 田中優 濱田俊彦

林忠克 藤村邦夫 山本栄次

○欠席者〔委員2人〕

（1号委員）

長野寿 藤重豊

○傍 聴〔2人〕

[午前 10 時 00 分 開会]

○事務局（中岡主査） 皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しいところ岩国市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今から、第 9 回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当いたしております都市計画課の中岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会にあたり、福田市長よりご挨拶を申し上げます。

○福田市長 都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様方には公私共に大変お忙しい中、第 9 回都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から市政並びに都市計画行政に対しまして、特段のご高配とご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日ご出席いただいております、知識経験者であります 1 号委員、及び市民委員であります 4 号委員の皆様におかれましては、岩国市都市計画審議会条例により任期が 2 年間となっております。そして、2 月 22 日をもちまして任期満了となり、本日が最後の都市計画審議会になると思われま。

これまで、本市の都市計画に関しまして、多大なる御尽力をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

しかしながら、本市には、都市計画のみならず多方面に渡って課題があり、どうかこれからも格段のご教示をよろしくお願いいたします。

また、市議会議員でございます 2 号委員におかれましては、この度の審議会より、新たに 5 名の委員さんにご出席をいただいているところでございます。後ほど、事務局からご紹介があろうかと思いますが、これからも都市計画行政の推進に関しまして、ご尽力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題でございますが、昨年度より当審議会にて検討をいただいております岩国市都市計画マスタープランについて、この度案として完成いたしましたので、策定に向けて本日最終的なご審議をいただきたいと存じます。

また、都市計画法に基づきまして、岩国市への導入を検討しております都市計画の提案制度及び市街化調整区域における地区計画運用基準についてのご報告をさせていただきます。

委員の方々におかれましては、これらの議題に対しまして、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○事務局（中岡主査） それでは、議事に入ります前に、前回平成 22 年 2 月 22 日の開催以降、新たに都市計画審議会委員にご就任をいただいております委員をご紹介させていただきます。大変失礼ではございますが、ここからは着席の上進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、名簿順にご紹介をさせていただきます。山口県岩国環境保健所長でいらっしゃる有田慈委員。本日は公務のため、次長の堀穰様が代理でご出席でございます。

○堀委員 今日には所長が欠席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） 続きまして、岩国市議会議員、味村憲征委員。

○味村委員 味村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） 片山原司委員。

○片山委員 片山でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） 河合伸治委員。

○河合委員 河合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） 姫野敦子委員。

○姫野委員 姫野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） 大西明子委員。

○大西委員 大西です。よろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） 山口県岩国土木建築事務所長、草田直之委員。

○草田委員 草田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） 同じく、岩国農林事務所長、山崎彰委員。

○山崎委員 山崎です。お世話になります。

○事務局（中岡主査） 先ほど、市長の挨拶にもありましたけれども、岩国市都市計画審議会条例第4条によりまして、知識経験者であります1号委員の皆様、それから、市民委員であります4号委員の皆様につきましては、今月の22日までが任期となっております。本日が任期中最後の審議会になろうかと思っておりますけれども、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、市長は次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

○福田市長 失礼します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） 次に、本日の委員の出席について、ご報告を申し上げます。

本日、藤重委員、長野委員が所要によりご欠席であります。委員23名中21名の出席がございますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、先ほどもご紹介いたしました、岩国環境保健所長の有田委員が公務のため次長の堀様が、国土交通省山口河川国道事務所長の山口委員が同じく公務のため副所長の堀江様が代理でご出席でございますので、お知らせいたします。

○堀江委員 堀江です。よろしくお願いいたします。

○事務局（中岡主査） それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

先日、通知とともに送付させていただきました議案第5号、報告第7号及び報告第8号の

「付議書」、「事前配布資料1 岩国市都市計画マスタープラン(案)」、「事前配布資料2 岩国市都市計画マスタープラン案に対するパブリックコメント概要」。そして、本日席上に配布させていただいております「議事日程」、「当日配布資料1 岩国市都市計画提案制度概要」、「当日配布資料2 岩国市市街化調整区域における地区計画運用基準概要」、「当日配布資料3 都市計画区域再編案」。

以上の資料が皆様方のお手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの議事は、審議会条例第6条第4項の規定により、審議会の会長にお願いしたいと存じます。間野会長、どうぞよろしくお願いをいたします。

**○間野会長** 皆さん、おはようございます。1年ぶりくらいということで、前に何をしていたのかということをお出し出すのも難しいくらいです。都市計画マスタープランの案を、この審議会で作るということで5回に渡り議論をしてきたわけですが、今日は、そのマスタープラン案を、市からの諮問に対して、良いか悪いか答申するという審議会であります。これまで、都市計画マスタープランを、どういう風にするかということをお話ししてきた5回とは違う審議会です。それを決定するという会になります。

また、それに併せて、都市計画マスタープランを決定した上でということになりますが、都市計画提案制度と市街化調整区域における地区計画運用基準の報告があります。報告事項ではありますが、今後の岩国市の都市計画を進めていく上で重要な案件となりますので、皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

今日は、傍聴の方がいらっしゃいます。本日の会議は、審議会条例施行規則第12条に基づき公開で行います。傍聴のルールにつきましては、市政市民会議の傍聴要綱に準ずることといたしますので、傍聴人の皆様は、ご協力をお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。

まず、第1に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。規則第13条で、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名押印の上、保存するものとする。」と規定されています。今日は、柳澤委員と熊野委員に本日の会議の議事録署名委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、議案第5号「岩国市の都市計画に関する基本的な方針の策定について」。これが先ほど申しました都市計画マスタープランのことです。これについて、事務局から説明を受けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○事務局(吉岡課長)** 都市計画課長の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号「岩国市の都市計画に関する基本的な方針の策定について」をご説明させていただきます。大変恐縮ですが、着席をしてご説明させていただきます。

本日、当審議会に初めてご出席いただきました委員の方もおられますが、岩国市の都市計画に関する基本的な方針であります岩国市都市計画マスタープランの素案につきまして、昨年度

から計5回の都市計画審議会の開催によりご審議をいただきました。本日は、その後のパブリックコメント等を経まして、正案として完成しました岩国市都市計画マスタープランについて、議案として審議会にお諮りをさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず素案作成から本日までの経緯をご説明させていただきます。

昨年2月に開催いたしました第8回都市計画審議会の後、審議会でのご意見等を踏まえ、昨年3月末に、修正いたしました素案を委員の皆様へ配布させていただいております。

その後、その素案をもとに山口県とも協議・調整を行い、5月25日から6月21日まで、岩国市ホームページ上にてパブリックコメントを実施いたしました。

それでは、パブリックコメントの実施状況を簡単にご説明させていただきます。事前配布資料の2、A4の「岩国市都市計画マスタープラン（案）に対するパブリックコメント概要」をご覧ください。

募集期間は、昨年5月下旬から6月下旬にかけての約1ヶ月間で、本庁都市計画課の他、各総合支所等においても案の閲覧ができるようにいたしました。

その結果、市民10名の方から31件のご意見をいただきました。多かったご意見としましては、全体構想である都市づくりの方針に関するものや、地域別構想である地域づくりの方針についての内容となっており、具体的な整備方針等に関するご意見が多く、その全てのご意見におきましても、本マスタープランで掲げております基本的な方針には合致をしており、大きく内容を変更するようなものはありませんでしたが、ご意見を参考として、本文中の表現等について見直しを行っております。

そして、いただきました全てのご意見につきましては、表の右側にありますように、それぞれに対して市の考え方を添付し、ホームページ上に公開をいたしております。

なお、ひとつひとつのご意見、回答につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

また、パブリックコメントによるご意見の他、素案作成以降、川下地区や岩国地区等において、実際に住民主体によるまちづくりの活動が少しずつ展開されるようになってきており、このような都市計画を取り巻く状況や、さらには、現在山口県において検討が進められております都市計画区域の再編等の状況を見極めながら、それらに対応した表現の見直し等も進めてまいりました。

それでは、昨年お配りいたしました素案以降に修正した内容について、ご説明をさせていただきます。「事前配布資料1 岩国市都市計画マスタープラン（案）」をご覧ください。

1つ目として、62ページをお開きください。第4章にあります「麻里布・川下地域の地域づくりの方針」についてを修正いたしております。

62ページの一番下にある項目ですが、「狭隘（きょうあい）道路が多くみられる密集住宅地である川下地区では、長期未着手となっている土地区画整理事業の廃止を検討するとともに、

地区計画等の手法の活用等により地域と協働して市街地整備を促進します。」と記述をしています。

この川下地区における方針につきましては、当初、「長期未着手となっている土地区画整理事業のあり方を見直し」という表現にしておりました。その後、川下地区まちづくり協議会などの地元住民の活動等も踏まえ、現在、市といたしましても、土地区画整理事業廃止に向けた検討を進めておりますので、本文中の記述につきましては、はっきりと「土地区画整理事業の廃止を検討するとともに」と修正したものであります。

また、少しページが飛びますが、97ページにあります「第5章 都市計画マスタープランの実現に向けた重点プロジェクト」の「(2) 土地区画整理事業の見直し」の記述につきましても、同様の修正をいたしております。

次に、2つ目といたしまして、71ページの「南岩国地域の方針」をご覧ください。愛宕山地区についての記述を修正しております。「地域づくりの方針」の「①土地利用・市街地整備」の2つ目の項目の記述になります。

ここには、愛宕山地区の土地利用の方針として、「愛宕山地区では、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図ることとし、岩国医療センターの移転・整備に加え、防災センターや防災機能を備えた多目的広場の整備を進め、利便性の高い医療・防災交流拠点の形成を図ります。」と記述をしています。

素案の段階では、前半部分で、岩国医療センターや防災センターの整備について記述をし、後半部分で、「その他の未利用地については、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。」と記述しておりました。

ここでは、愛宕山開発用地全体について、今後、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図っていくという方針を掲げているものですが、以前の記述では、地区の一部についての表現のように見受けることがありましたので、誤解がないよう、分かりやすい表現として書き改めています。

次に、3つ目として、県との調整を進める中で、県都市計画課より、「岩国地域の全ての地域の方針に、土砂災害に対する方針の記述がない」という意見をいただきました。

土砂災害につきましては、どの地域におきましても、市民の生命・財産を守る上で、都市防災上重要な事項となりますので、それぞれの「その他」の方針として追加をいたしております。

具体的には、麻里布・川下地域としまして、64ページの最後の項目に。西岩国地域としまして、69ページの最後の項目に。南岩国地域としまして、73ページの最後の項目に。そして、南部地域としまして、77ページの最後の項目に追加をいたしております。

以上、素案作成後の大きな修正点についてご説明させていただきました。

この他、字句の修正や小さな表現方法の修正などありますが、方針として変更しているものではございませんので、説明は省略させていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

たします。

以上、今回審議をお願いしております、「岩国市の都市計画に関する基本的な方針の策定について」のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○**間野会長** ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。

ただいまの事務局の説明は、全部説明してたら時間もありませんので、事前配布をしているところでもあります。

今日、これで最終的に審議会として決着を着けるといことになりますので、忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご意見をお願いいたします。

○**小林委員** 今後の検討課題として、どうだろうかということをお願いします。市街化区域全般に渡って高さ規制をかける高度地区の導入について、今まで触れていないことではありますが、コンサルタントの方や庁内の方との案作成の時にお話がありましたようでしたら、お聞かせいただければと思います。

○**間野会長** 小林委員としては、高さ規制を市街化区域全体にすべきだというお考えがあるけれども、マスタープランの中には触れていないので、その辺りはどう考えているかということよろしいですか。

○**小林委員** はい。

○**事務局（中岡主査）** ご指摘の件でございますが、現在のところそういった部分につきましては、検討していない状況であり、導入についてマスタープランに位置づけていないところでございます。必要等がございましたら、今後検討させていただきたいと考えます。

○**間野会長** よろしいですか。

○**小林委員** はい。

○**大西委員** 私は、初めてこの審議会に参加させていただいておりますが、沢山の方々のご意見により、このマスタープランの案が出来上がったと理解しております。

新しく審議会委員になったばかりで、本日採決をしなければいけないという立場であり、非常に苦しい思いをしております。沢山の方が意見を出されて出来たというのは承知なのですが、分かりにくい部分をお聞きします。

1つ目は、都市防災の方針の「災害の発生を抑止する都市形成」の中に、ダムの問題が入っていないと思います。これまでの錦川の氾濫による災害は、ダムの調整等が影響しています。ダムの管理は県ということで記述がないのかも分かりませんが、災害を未然に防止するための対策として、どういう位置づけをされているのか。

それから、2つ目に、川下の都市形成についてですが、このマスタープラン案には、基地があるということは記述されています。そして、そのために、国際交流等の文化面の交流については書かれておりますけれども、基地があるための市民の色々な苦難に対して、安心安

全なまちづくりという視点が少し欠けているのではないかと思います。

川下地域の皆さん方が住民説明会等でなされた意見の中には、「爆音を最小限に抑えるための緩衝帯を造って欲しい。」といった要望が出ているのですが、そのような安心安全に対するまちづくりへの基本的な考えはどうかということがあります。

そして、3つ目ですが、岩国市民にとっては、愛宕山の開発、跡地の問題について非常に関心があると思います。「周辺環境に配慮した土地利用の誘導」ということで、全体をひとつにまとめられておりますけれども、具体的には、「医療センターの整備や防災機能を備えた多目的広場の整備」といったことが書かれております。残りの土地について、市民にとって一番の関心事だと思うのですが、岩国市にとってどのようなまちづくりが良いのかということ、この審議会でもどのように審議されたのかと思います。

色々ある上で、「周辺環境に配慮した土地利用の誘導」ということになったと思うのですけれども、そうであるなら、都市計画法第1条にある「公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」ということをはっきりと位置づけられるべきだと思います。具体的に述べられないのであれば、そのような位置づけが必要ではないかと思います。

○**間野会長** はい、ありがとうございました。事務局、3つの意見がありました。

○**事務局（中岡主査）** まず、1点目のダムの関係でございます。具体的にダムという形で書いているわけではございませんけれども、55ページの「自然災害の発生抑止」の項目の中に、「雨水流出抑制のための貯留・浸透機能の確保」という記載をしています。具体的にダムということではなく、全体的なものとしての記載をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

それから、2点目について、川下地区における安心安全のまちづくりの記載についてでございますが、少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

お時間をいただいて申しわけございません。こちらにつきましても、個別具体ではなく、取りまとめた記載をさせていただいております。27ページの「災害に強い都市づくり」という項目の中で、「既成市街地内の市街地環境を改善し、安心して暮らし続けることができる良好な居住環境の創出」という形で記載しています。マスタープランは、大きな方針を示すものでございますので、取りまとめをさせていただいて記載しているものをご理解いただければと思います。

3点目の愛宕山の周辺環境に配慮したまちづくりについて、これについては色んなご意見をいただきましたが、現在、市として具体的な方針をイメージしているわけではございません。いわゆる4分の1につきましても、医療・防災に対応したまちづくりをお示ししているところでございますが、残りの部分につきましても、現時点で市としての方針を打ち出しておりませんので、このような記載をさせていただいております。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○間野会長 いかがでしょうか。

○大西委員 2点目の27ページの安心安全のまちづくりに記載しているということですが、岩国市の都市像の中では、工業都市、環境都市でもあるし、基地のある街という風に位置づけております。したがって、その関連で、安心安全のまちづくりというのは、大きな課題ではないかと思うわけです。ですので、一括りにするべきではないと思うのですが、これは論議されて出来た案ですので、それなりに理解したいと思います。

それから、愛宕山の問題についてですが、20年先を見越したまちづくりをマスタープランに決めて、これから岩国のまちづくりを進めていくという観点であれば、4分の3のまちづくりが、岩国のまちづくりに大きく影響してくる問題だと思えます。したがって、やはりここには、きちっとした位置づけが必要であるし、都市計画法で求められている「公共の福祉の増進に寄与する」というものとしていただきたい。

県の住宅供給公社が、愛宕山を開発した目的のひとつとして、「安くて住みよい、良い環境の住宅地を建設する」ということで開発をしてきた経緯がありました。その後、色々な経過があって今日に至っているわけですが、岩国市民にとって役に立つ開発をして欲しいというのが市民の願いだと思います。

そういう意味で、現時点で市として決まっていなくてであれば、都市計画法に基づいた位置づけをするべきだと思っているわけです。そのような位置づけは難しいのですか。

○事務局（中岡主査） 都市計画マスタープランの考え方についてですが、1ページをご覧ください。この都市計画マスタープランの位置づけについては、岩国市総合計画、それから、県において平成16年3月に策定され、現在改訂中であります都市計画区域マスタープランに即すものとなっております。そうしたことを踏まえて、岩国市都市計画マスタープランを策定しているところでございます。また、都市計画マスタープランというのは、都市計画法第18条の2で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とされております。このようなことから、現時点では大まかな方針ということで記載させていただいているところです。都市計画に関する基本的な方針で捉えますので、「周辺環境に配慮した」という記述にしているということでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○大西委員 確認をさせていただきたいのですが、この都市計画法第1条の「公共の福祉の増進に寄与する」ということをバックにして、この「周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図る」ということが成り立つと理解してよろしいのでしょうか。そういうものも含めて、この方針が出来ていると考えてもよろしいのでしょうか。

○事務局（吉岡課長） そのようにご理解をいただければと思います。

○間野会長 よろしいでしょうか。

○大西委員 はい。

○間野会長 他に何か。

○味村委員 2号委員の味村でございます。私も今回初めて委員に就いたということで、先日、事務局からご説明をいただきました。先ほど、大西委員が言われたように、これまで作り上げてきたご苦勞には感謝しているところでございますし、このように出来上がったと認識しているところでありますが、私自身、市議会議員として、議会に沢山の色々な問題点が出ています。これから20年先のことも大事なんですけれども、過去の積み残しを都市計画の審議の中でできないかという思いもあって、この会に出させていただきます。

特に議会に出ているのは、市道の規格についてです。市道の規格を作ったために、沢山の大きな団地に住む税金を納めている住民が非常に厳しい状況にある。これから先、団地の私道をそのまま放っておくのかということが、この中のどこに書かれているのか。先ほど、川下地区の狭隘なまちのことがありましたけれども、この問題は、議会の一般質問でも出ています。岩国市内には、この市道の規格が出来る前の団地が沢山あります。それをどう扱っていくのかということも大きなまちの課題だと思っています。これのどこに書いているのか。

同様に、墓地のことですが、墓地も法律前に造られた墓地であって墓地でないというものが沢山あります。これの扱いをどうしていくのか。現状では、新たに出来た法律により、市道或いは墓地について、右にも左にも行けない状況になっているけれども、この中のどこに書いているのか。過去の清算をしていくという発想も必要ではないかと思うのですけれども、その辺をまず1点お聞きします。

○間野会長 はい、いかがですか。

○事務局（吉岡課長） 都市施設の整備方針ということで記載をさせていただいておりますけれども、40ページを見ていただければと思います。

都市づくりの方針といたしまして、ここで、「都市施設整備の方針」の全般的な基本方針をお示しし、41ページにおいて、「交通施設整備の方針」を広域幹線道路、都市幹線道路、地域幹線道路、主要な生活道路という項目に分けて記載しております。

味村委員がおっしゃられました市道の整備ということについては、具体的に細かくは記載をしておりますが、この中の一番最後の項目にあります。そこに、「地域内の様々な活動を支える幹線道路や主要な生活道路については、地域住民との協働により、バリアフリー化や通学路の安全性の向上、防災上必要な幅員や路線の確保等を推進します。」という記述をしており、今後の市道の整備について記述しているところのご理解いただければと思います。

○間野会長 今の回答は、少しずれていると思いますが。質問に答えていないと思います。

質問の主旨は、古い団地が市道認定の基準に合わないということを理由に、市道に管理移管されないと。だから、そのまま私道として置いてある団地が沢山あるということです。それに対して、この都市計画マスタープランに触れていないという質問ですので、今の答えは答えになっていないと思います。

○事務局（木村部長） 確かに、都市計画マスタープランには、味村委員のご指摘のとおり記

述しておりません。我々道路を管理している者としましては、かなり多くの道路を管理しており、それをいかにして管理するかという大きな課題がございます。その中で、市道の認定につきましては、建築基準法で道路が4メートルとなっておりますので、同じく4メートルとしておりますが、昭和40年代前半に開発された道路については、そのような幅員の規定がございませんでした。それを市道として取り込み、安心安全を我々が守るという課題はあると思っています。それを、マスタープランの中でどう整理していくかということは別にして、道路管理者としてどういう形で取り組んでいくのかというのは、今後検討していかなければいけないと思っています。

議会の中で、そういうご質問をいただいているのは事実ですので、今後検討していきたいと思っています。

○**間野会長** マスタープランの守備範囲には入っていないということですね。

○**味村委員** 会長がご説明されたように、マスタープランに入っていないということだと思うのですが、こういった法律が出来る前の様々なものが沢山取り残され、古い遺産として残っているわけです。そうかといえば、合併してから、1メートルの道路も市道になっているというような状況があります。ですから、沢山の人が住んでいるところの道が生活道としてあるにもかかわらず、それを置いておいて、マスタープランが20年先のことを言っているようでは、あまりにも足元を固めていない。住民は、これを見て、今現実に我々が困っている都市計画の中の何を解決してくれるのかということになる。「守備範囲ではない」と言われますけれども、そういったことも踏み込んでいく必要があると思います。そのために、これだけの1号、2号、3号、4号という市民の代表や、色んな関係の方により審議されてきたんだと思います。

そのところが、エアポケットと言いますか、今までたまたま気づかなかったと言われても、実際に議会においては何回もこの質問が出ているところです。ですから、当然行政当局は十分に認識しているわけです。これは、何かの形で解決しなければならないことであり、特にこういったマスタープランが出来る折に行っていく項目だと思っています。

もう1点の墓地もそうです。墓地も、現在はお寺か宗教法人とかという所にしかできないのですが、それ以外の墓地は沢山あります。野ざらしになっているところが沢山あります。そのような墓地の扱いをどうしていくかといった過去の清算についても、岩国市全体の土地利用に関することとして、マスタープランに入れていかないといけない。過去の清算をなしにして20年先のプランを考えていくということは、足元をどう考えているのかと思う。私は、初めてこの会に出て、そこはどうだったんだろうかと思っています。

○**事務局（中岡主査）** 貴重なご意見をありがとうございます。いわゆる道路の管理ということになるかと思いますが、こうした方針につきましては、41ページにある方針に包含して書いているところでございます。「地域幹線道路、主要な生活道路」の中に、私道も入ってい

ると考えています。

管理につきましても、確かに市で受け取るものもあり、また、基準に合わないものもあるかと思えます。安心安全対策として、誰がどのように管理するのかということは、基本的な方針としてこちらにお示ししておりますように、住民との協働や必要に応じた対策を講じていくということが基本になろうかと思えます。そうした意味で、このマスタープランの中に位置づけをしているとご理解をお願いいたします。

○事務局（吉岡課長） 墓地についてのお答えをさせていただきます。47 ページをお開きいただきたいと思えます。

墓地につきましては、味村委員からご指摘のように、都市施設に位置づけられております。これらの記載につきましては、47 ページの③でございますけれども、「その他の施設」になります。この記載の中には、墓地という字句は入っておりませんが、「汚物処理施設、市場、と畜場、火葬場等の」というところに含まれております。その他記載をしていない都市施設も沢山ありますけれども、必要と思われる都市施設については、「適正な維持管理と、広域化・共同化による効率的なサービス体制の充実を検討する」と記載しており、この中に含まれるとご理解をいただければと思えます。

○味村委員 今回の回答では、両方とも入っているということで、岩国市の方針としては現在の法律以前にあったものに対しても大きな配慮をし、住民の意見を取り上げていくということで良いんですね。協働という言葉はとっても良いのですが、裏返して言えば、いつも「協働だから、ここの責任はそこに住んでいる人だけでやりなさい。材料だけ出しましょう。」という話になります。ですから、これを市としてどのように行っていくのかということが含まれているということですから、前向きに対応していただきたい。法律が出来る前の状態のものについては、特例として扱っていただきたい。協働というのは、市民に負担をかけるということではなくて、市の責任を持ってやっていくべきということであり、この法律以前の生活道或いは墓地等については、特段の配慮をし、特例としてやっていくというように書いていると考えても良いのでしょうか。それとも、今まで通りなのか。

○事務局（吉岡課長） パブリックコメントにそのようなご意見が提出されております。少し内容と異なりますが、3 ページの中段に、「道路と歩道との段差のため、歩行者や自転車がかけたり、タイヤがパンクしたりするところがあるので、改良場所を検討して欲しい。」と、細かく具体的内容の要望として出ております。

それについての回答といたしましては、市の考え方として、「都市計画マスタープランは基本的な考え方を述べているものであり、具体的な改良場所等については、今後担当課により検討をしていくこととなります。」とお答えをさせていただいております。

ご指摘の内容である市道の認定とか墓地の整備とかについては、必要に応じ、担当部署において、このマスタープランを受けてそれぞれ検討されるものと考えております。

○味村委員 今、都市計画マスタープランという法律を作ろうとしているわけです。そういった法律で拘束されるわけで、例えば川下地区の一部にかかっている土地区画整理事業もそうですが、それによって色々なことに大きな差が出てくることになる。住人が本当に困っているため、個々の所管や山口県に相談に行ったとしても、最後には従来からある法律により対処されるので、この中で新しく審議して、マスタープランに位置づけていただきたい。先ほど、土地区画整理事業についての検討をして、都市計画を外していくということがありましたけれども、そのように盛り込んでいかないと、いつまで経っても変わらない。法律を超える特例を作っていないと、所管にしても法律を無視して違法に行うわけにはいかないのですから。

ですから、このマスタープランに入っております川下地区や岩国地区と同様な扱いをしていかないといけない。行政は法律で動くわけですから、各所管でやるといっても、過去も未来も一緒になりますよ。

ですから、その点はどうかと言っていることで、先ほど言われたパブリックコメントの問題とは全然違います。法律を法律でどうするかという話をしているのです。

○事務局（中岡主査） 都市計画マスタープランというものは、法律ではなく、基本的な方針を示すものでございます。ですから、このような基本的な考え方を示しているということでございます。

また、道路につきましては、それぞれの維持管理ということがあり、従前からあるものについては、そのような形になろうかと思えます。やはり、その当時におきまして、必要に応じ、例えば団地であれば開発に必要ということで、私道で造られたかと思えます。

今は、市道は公共の道路として、きちんとした認定基準を設けております。私道におきましては、維持管理をするために、私道の舗装要綱のようなものを道路課にて作っているところ です。

そして、役割分担というものも協働の中にはあろうかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○味村委員 それほど十分に認識していることを今言っていたかなくても、それでずっと来ているわけです。ですから、これが法律でなくても、ひとつの目標であれば、いわゆるこのまちの法律なんです。法律論をここで言うわけではないですけど、ある意味では、これは、20年先のこのまちをどうするか否かという、いわゆる法律なんです。法律用語で言う法律とは別かもしれませんけれど。

これに基づいて予算を付けたり、色んなことをやっていくということなので、一部の川下とか岩国だけの発想だけでは良くない。今の答弁を聞くと、この将来のプランに、過去の清算をしようという姿勢がない。

私は初めて出席したので、今まで一生懸命やられたことに対し、大変言いにくいことがあ

る。沢山の住宅があり、沢山の人が住んでいる団地があるにもかかわらず、郡部の方もいらっしやるので言うては悪いですが、合併の名の下に、ほとんど人も通らないような道を市道として認定していることがある。生活道路として沢山の人が通る道なのに、たまたま4メートルないということで認定されない所が沢山あるのに。川下地区も岩国地区も、都市計画を清算してから次のステップに進みたいということですから、同じように扱っていかないとけない。今の答弁のように、個別の問題だから一向に対応しないということではなく、将来に向けて足元をきちっとする必要性もあるのではないかとっておるのです。

私は、この取りまとめについては、これで十分理解しているところなんです。理解はしているところですけど、議会であれだけ何回も出ていることに対して、何も込められてないところに疑問がある。これに基づいて予算を付けたり、色んな方向性のものをやろうというものだが、一番大事なそのところが抜けているのではないか。

或いは、先日の事前説明のときにも話をしたんですけど、2年前に市が住民を集めて、自分のまちをどうするかということについて色々聞き、本まで出している。それについても、全然取り入れているという話は聞かない。所管が違うから、あれはあれ、これはこれというような形で物事をやっていたら、税金の無駄遣いにしかならない。時間の無駄遣い。長い間、これだけ大変貴重なものやっても、ここから生み出されるものが見えてこない。その点を言っているのであって、あなた方の言い訳を聞いているのではない。

○**間野会長** 事務局、いかがですか。

○**事務局(吉岡課長)** 味村委員が言われるのは、市道の認定等についても、それぞれ適切に検討すべきではないのか、ということですね。そのような内容は、この項目の中で読み取っていただけることができるとお思います。

また、装束町等のそれぞれの地域において、市民から色々なご意見を伺っているということも承知をしております。先般のお話ですが、平成20年頃に地元の方にご意見を伺ったことがあります。その段階では、少子高齢化の問題とか、生活環境の改善とかということのご意見をいただいていると担当課から聞いております。その内容についても、「安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり」の項目の中に含まさせていただきます。また、「市民とともにかたちづくる協働の都市づくり」の項目の中にも、そのような内容を含ませていただいているとご理解をいただければと思います。

○**味村委員** 私は、ひとつひとつの個別の話をしているのではなく、一例で言ってるんです。住民や市民の声が沢山出ていることは、当然ここに挙げておかなければいけない。この項目に入っていると申すたって、実際に担当課に行ったら、それはそれ、これはこれという話になるわけだから、このような公の審議会でその辺を踏まえていってもらいたい。それに基づいて色んなことができることがあるわけです。

実際に、川下地区の都市計画についても岩国地区の都市計画についても、ここにそういっ

たことを入れていくから次のステップに行くわけでしょう。そのために、提案制度という新たな提案が出てきている。そのための案なわけですよ。

だから、そういう我々が抱えている問題というものを真摯に受けてとめて、このようなところに入れていかないと、いつまで経っても過去の清算ができませんよ。

もうこれ以上の答弁はいりませんけれど、そういうことを入れておかないと、折角これだけ苦勞して、これだけお金や時間を使ったものが実を結んでいかない。結んでいくのは、法的なものでいうと、川下と岩国地区だけという可能性がある。

急に出てきたので、これについてはこれ以上言いませんけれど、他にもあるんです。岩国市全体のことについて、そこら辺をどうするかといったようなことを、全庁的に、逆にここに提案してくるような状態でないといけない。ずっとこうなっただけで、住民は、自分達でお金を出して、平等という言葉の下に工事費も出させられている。同じように税金を払っているのに、なぜ私達の道である生活道路は整備されないのだろうか。「整備して欲しい。」と言ったら、「側溝を付けなさい。」とかと後になって出来た法律を強要してくる。本当に困っていることをあなた方が実感して、この審議会の中に持ってこないといけない。折角これだけ立派なものを作ったのに、花が咲かないと思います。もう答弁はいらないです。

○**間野会長** では、ご意見ということでお伺いしてもよろしいですか。

○**味村委員** 意見というより、私は、それが入っていないから基本的に不十分だと言っているわけです。一生懸命に答弁をされていますけれど、これ以上の個別の答弁をいただいても、私が基本的に思っていることは言われないので、これは審議の中に入っていなかったのだと思います。例えば、先ほどの高さ制限のことについても、なぜ高さ制限が話題にならなかったのかという説明がないでしょう。岩国市に高さ制限がいらぬということ、或いは話題にも上らぬという理由をしっかりと説明しない。私は、そのところに無氣力感を感じているわけです。

このまちを良くしようということで、これだけの面々が集まって、時間をかけ、これだけの資料を作ってきた最後の段階で、事務局からあれもやりました、これもやりましたと聞きましたが、一番肝心なそのようなことが抜けているのではないかということをお話しているわけです。だから、抜けているからといって、ご意見ではないんですよ。それを検討する余地があるのか。すでにこういった状態になっているから、これ以上蒸し返すことが良いのかどうか分からないけれども、現状の岩国の問題点を全然無視したような素案だったら、私は意味がないと思っている。それは、今彼らが答弁した内容が、正しく示している。

○**間野会長** 今、議論が空回りしている状態で、先には進めそうにないですし、全員一致というのは必ずしも可能とは限らないので、少し先に進めさせていただいた上で、全体的にもう一回元に戻ろうかと思います。

他の方の意見はいかがでしょうか。

○**姫野委員** 発言がないと、このまま決まってしまうかと思っておりますので、気になったところを確認しておきます。

66 ページに「錦川と山の緑に包まれた 歴史と文化がかほる交流のまち」というところがありますが、錦帯橋について、以前他のことで明示したときに、観光課から日本三名橋という表現を名勝くらいにしてもらえないかということがありました。68 ページにも同様の記載がありますが、市民の気持ちとして、大変素晴らしいものということで日本三名橋というのはインパクトがあるのですが、既に済んでいるものと、このプランとの整合性を多少配慮されたほうがよろしいのではないかと気がなったのでお尋ねします。

それから、28 ページに表があり、この全体像について各ページに詳しく記載をされていますが、都市づくりの目標ということで、「都市・地域拠点の形成・充実と集約型都市づくり」の各項目を拝見すると、これはコンパクトシティを目指しておられるのかなと受け取れます。

逆に、5 番目の「環境負荷の少ない持続可能な都市づくり」というところについて、今、里山の荒廃や限界集落のことが大変問題となってきており、合併により広大な市域を有する岩国市におきまして、この2つの項目が矛盾というわけではないのですが、両方同じように進めていくというのは、かなり難しい問題ではないかと思っております。これに対し、審議の中で十分検討され、こういった文言が出来ていると思っておりますが、これでいきますと、1 番目にあるということで、コンパクトシティを優先的に進めていくことになるのかお尋ねしたいと思います。

○**間野会長** はい、事務局。

○**事務局（吉岡課長）** 過疎地と中心市街地の表現についてをお尋ねだと思いますけれども、38 ページをお開きいただければと思います。「市街地整備の方針」の「拠点地区の整備」として、まず、中心市街地とその周辺の市街地について、次に、由宇、玖珂、周東地域の地域拠点について、そして3 番目に、美川、美和、錦、本郷地域の地域拠点について、それぞれの整備の方針を掲げております。

○**事務局（中岡主査）** 大変申し訳ございません、三名橋という1 点目の質問についてももう一度お願いいたします。

○**姫野委員** 私どもの市議会のホームページについてのことだったのですが、「日本三名橋の錦帯橋」という表記をしておりましたら、観光課の方から、少しおこがましいような気がするもので、「名勝錦帯橋」という表記に変えていただけないだろうかというご相談がありました。市民の気持ちを表現するには大変良い言葉ではあるのですが、今回そのまま使って良いのかどうか、ご検討されたほうがよろしいのではないかとことです。

○**事務局（中岡主査）** 私どもの考えとしては、一般的に三名橋として表現をされておりますので、こういった表現を使わせていただいているところでございます。その辺りについては、もう一度観光課に確認してみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○間野会長 2つ目のことに関してはよろしいでしょうか。

○姫野委員 ご高齢の方を含めた適切なケアをして、地域の方達が元気で暮らしやすい地域を作っていくときに、当然集約された都市拠点としてフルコンパクトシティを視野においたものというのは、これからの時代に大切かとは思いますが、先ほども言いましたように、限界集落を維持管理していく、また、美しい景観を維持していくためには、中央の拠点に人口集約をするということでは、なかなか難しいのではないかとということでお尋ねをさせていただきました。

また、地域の方達が、今までの住みなれた地域を離れて住まわれるということについても、死ぬまでその地域に住みたいという方達もおられるわけです。その辺りは、各自治体における課題にもなっているように思います。「このページに書かれています。」ということでも理解をして欲しいということですが、もう少し今後の対策について、これからも検討を重ねた上で、方針的にも含みを持たせたいと思いませんか、より良いものが生み出せたら良かったのではないかとお尋ねしたのでお尋ねしました。2番目に書いてある拠点地区の整備ということだけで、地域住民の方のご理解をいただけるかということについて、もう少し地域の方のことも考えていただければと思います。以上です。

○事務局（中岡主査） 集約型につきましては、当然のことながら、そこに強制的に集めていくということではございません。地域ごとに核となる地域、例えば玖北、玖西といった地域では、それぞれの総合支所を核として、それぞれのまちづくりをされています。そういった中にありまして、例えば「農林業振興基本計画」というものや、「水産業振興基本計画」といったその地域に応じた計画というものがあろうかと思えます。このマスタープランは、そういったものと連携を取りながら進めていくものと考えております。

ですから、集約型というものについては、それぞれの特性を併せ持つて取り組んでいくということがございますので、そのような意味からご理解をお願いしたいと思います。

○間野会長 はい、他にございませんか。

○味村委員 先ほど、過去の清算、過去の問題点についてお話ししましたが、全体的にこのマスタープランを読ませていただいて感じたことをお伺いします。

これだけ時間をかけて作ったものであり、大変良く出来ているとは思いますが、岩国市は、過去にもこのようなマスタープランを作っておいでですから、過去のまちづくりについての方針と、今回のものとの大きな相違点について。

2点目は、ただいま色々な意見がありましたけれども、それは、どのまちでも過疎の問題とかといったことがあり、色んな課題は一緒の状況にあります。そういったことで、他市の財政規模や、まちづくりについて同等のところと比べて、岩国市は特にここに重点を置いているということについて。この2点について教えてください。

○間野会長 はい、事務局。

○事務局（吉岡課長） 過去のものとの相違点ということですが、先ほどもご説明させていただきましたが、平成18年に1市7市町村で合併をいたしまして、本市には4つの都市計画区域が存在することとなりました。それまでは、由宇、玖珂、周東、岩国の4つの都市計画区域において、それぞれの整備方針を策定しておりました。それで、市街化調整区域と市街化区域の線引きを設けているところがあったり、非線引きのところがあったりし、また、整備方針についても、それぞれ個別に異なっていたものがありました。新市として統一した方針を示そうということで、今回作成した内容のものとなっています。

○事務局（中岡主査） それから、岩国市のマスタープランの特色というものでございますが、岩国市には海もありますし、川もあります。また、山地もございます。交通機能につきましても、新幹線もあれば、また、民空も今後開港していく状況でございます。また、ロードネットワークについて非常に恵まれているところもございますし、公共交通機関である鉄道についても、山陽本線もあれば岩徳線、清流線もあります。こうした類稀な資源というものが、やはり岩国にとって非常に特色になるものではないかと考えております。

そういったものを踏まえまして、このマスタープランについては、「豊かな自然と共生する活力あふれる都市 いわくに」という大きな特色を打ち出していると思っております。

○味村委員 これを読んでいる限りでは、そういった話になるとは思いますが、「海も山も」というところで、松山航路という航路が以前あったわけですね。ところが、このような離島航路が無くなっているわけです。これから先も、清流線等の貴重な資源が無くなっていく可能性がある。松山航路も実際に消えている。海があって、海を大事にすると言いながら、海の航路がなくなっている。岩国はこういう状況になっていると思うんです。

ですから、そういった意味で、それを大事にということであれば、その中の1つが消え、2つが消えという状況では困るわけです。新たに飛行場も出来るということなので、その辺を踏まえ、この次も積極的にやっていくというような答弁でないと。「過去のなくなったものは、私達のせいではない。」といった発想ではね。やはり、将来に続くプランなのだから、先ほども言ったように、過去のことを大事にしていかななくてはならないということがあるわけです。

今、答弁でそうなるだろうと思って聞いてみたら、やはりそういった答弁ですから。「海は大事。」「交通結節は稀にみる。」と言っておいて、航路は消えてしまっている。だから、答弁の中に、「今はないけれども、航路もある。」という話でないと。目に見えていることだけを答弁してもらったのでは、「プラン」になる。「プラン」というのは、計画ですから。

○事務局（吉岡課長） 43 ページをお開きいただければと思いますが、「公共交通施設整備の方針」といたしまして、鉄道、バス、タクシー、航空機・船舶等の記載をさせていただいております。

「航空機・船舶」の中の記載といたしまして、「再開する民間空港については、企業誘致や

新産業の創出等に有効活用するため、アクセス道路の整備やバス運行体制の確保、航路の充実等を促進し、利便性の向上を図ります。」ということを書かさせていただいており、個別に何々航路ということではありませんけれども、できるだけ岩国市に利点のあるような運行体制を検討していくことができる記載内容になっていると思っております。

○味村委員 そうですね。書いてあるのだから、当然答弁のときにそれが出てこないといけない。答弁の中に、航路の話が抜けていたでしょう。頭の中に、書いてあるものが抜けているんですよ。そういったところが沢山ある。ここの皆さんで作ったものですから、これ以上のことは言わないけれども、書いてあることと皆さんの頭に入っていることが違っては意味ないんですよ。これでは、ただのお飾りになってしまう。

我々が皆で一生懸命考えて作ったものを、「ここに書いてある。」というだけで、あなた方の答弁の中にはそれが出てこない。その辺りを言っているわけです。この本章の中で言っているわけですから、もう良いんですけども。

また、合併したから事務手続的に調整したということではなくて、過去のことはそれぞれあるかも分からないけれども、その中で、「新岩国市としてこういったものを目指すんだ。」という意気込みが感じ取れるような答弁をしていただきたい。事務手続的な話は、これを読めば済むわけなので。以上です。

○間野会長 味村委員のお言葉を真摯に受け止め、今後は、都市計画マスタープランに基づいて岩国市の都市計画が進められていくこととなりますので、事務局の決意を促して、この辺で止めたいと思います。他いかがでしょうか。

○隅委員 今までの協議を聞いて発言するわけではないですけども、21ページにあるように、都市づくりの課題として色んな問題が挙げたことを受けて、これが出来上がっている。22ページの「適正かつ効率的な都市基盤整備」というところにありますけれども、例えば「長期未着手となっている都市計画施設や土地区画整理事業について、必要性の検討を行なう必要があります。」といったところで、未着手のものについても、この中に盛り込んでいこうという形で進めてきた気がします。

ですから、決してそういったものを取り上げなかったということではなくて、そういうものが含まれてきたという認識で進めてきた気がいたしますので、申し上げておきます。

○間野会長 はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。だいぶ時間も過ぎております。他にもまだ沢山の報告事項がありまして、それについてもご意見をできるだけ伺いたいということもありますので、マスタープランについては、一旦この辺りで議論としては終わりにし、このマスタープランを決定するのかどうかということの決をとりたいと思いますが。

○味村委員 これについての採決ということですが、この内容については、概ね了承せざるを得ないと思います。ただ、今から採決する上で、私は、先ほど隅委員が言われたことも含め、

過去のいわゆる清算すべき色々な課題を前向きにきちっとやっていくという附帯を付けて、一応賛成したいと思います。

○大西委員 賛否を問うことだと思いますので、別の態度を表明したいと思います。

岩国市の都市計画というのは、米軍岩国基地に左右されるところが多々あると思います。その一例が、愛宕山開発。愛宕山の問題だと思っています。ここについては、色々と意見があるところだと思うのですが、やはり、岩国にとって愛宕山の跡地は、市民のために使って欲しいというのが大前提だと思います。

しかし、ここでは表現が曖昧になっておりますし、今、米軍再編により色々な利用計画も出されております。米軍住宅の案も出ております。そういった中で、「そこを米軍の専用施設にして欲しくない。」といった周辺住民の方々の強い声があります。そういったものを踏まえて、私自身も米軍の提供施設にすべきではないと思っています。この愛宕山の表現については曖昧であり、岩国市がこれから発展していく上で、この土地利用について誤ることがないようにしたいという心持でありますので、この表現については了解するわけにはいきません。よって、反対をいたします。

○間野会長 先ほどの、味村委員の附帯意見については、事務局から意見がありますか。

○事務局（吉岡課長） 岩国市が定めます都市計画マスタープランは、個別には具体的に表現していないところもありますけれども、各担当部署が、それぞれこのマスタープランを解釈して、適切に必要な整備、対策等をしていけるものと我々は思っております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○味村委員 要するに、先ほど具体的に話した私道や墓地等のうち、現在清算できない状態になっているものについて、「しっかり前向きにやっていく。」ということのを附帯として付けておくということのを先ほど長々と言ったわけです。

市議会でもしょっちゅうそのことは出ているし、色々な問題点として住民からも出ている。そこに沢山の人が住んでいるわけだから、それを附帯して賛成に回るということです。それを踏まえての賛成だということなんです。

○間野会長 附帯意見の文言は、具体的にどのようにしますか。

○味村委員 マスタープランというのは、過去の清算をして前向きにやっていくことが大事であり、個々の内容については、先ほど言ったとおりです。

○間野会長 過去の清算をして前向きに取り組むという意味のことですか。

○味村委員 我々は、議員の代表ですが、その意見は議場で沢山出ています。そういうものを、こういった機会に大きな形として出していくべきであり、「清算」という言葉が適当かどうか分かりませんが、川下地区の都市計画も清算だと思うわけです。そういった意味で、動かなかったものを今回のマスタープランで動かしていこうというわけですから、それと同じような感じで、過去の問題についても、「市民が望んでいるものについては前向きにやって

いくことを附帯した上で取り組んでいく。」ということを踏まえて賛成の立場だということですので。

○**間野会長** 附帯意見の文言のことですけれど、例えば「今日、岩国市において問題となっている課題について、マスタープランを踏まえて前向きに取り組んでいくことを要望する。」といった感じでよろしいですか。そういったことであれば、皆さんの同意を得られるかという気がするのですが、いかがでしょうか。附帯意見を付けること自体は悪いことではないと思います。都市計画マスタープランを5回に渡ってこの審議会で審議しておりますので、それに対応して少し合わない面もあるかと思いますが、都市計画審議会そのものの機能としては、諮問されたことに対して採択はするけれども、附帯意見を付けることに問題はないと思います。むしろ、そうすべきことは、していくべきだと思っております。

私が案として出したくらいのものであれば、皆さんが折角作ったマスタープランですから、これに限らず、全体的に岩国市のまちづくりを進めていって欲しいということかどうかと思うのですが、いかがでしょうか。事務局は何か異存はありますか。

○**事務局（吉岡課長）** できるだけこの都市計画マスタープランに基づいて良好な市街地整備を行っていきたいという考え方もありますので、味村委員が言われたことについては、私も、元よりこれに盛り込まれていると思っているんですけれども、附帯意見として確認させていただければと思います。

○**間野会長** 「過去の清算」とかという言葉は、あまり良い言葉ではないと思うので、「今抱えている課題について、前向きに取り組むことを要望する。」という文言にしたいと思います。よろしいでしょうか。

○**隅委員** 28ページの「都市づくりの基本方針の体系図」というところに、基本的には全てまとめられているものですよね。一番左にある「都市づくりの特性と問題点」というところの中に、齟齬があったりとか、遅れていたりとか、老朽化の問題であったりとかの現在解決していない問題点が取り上げられています。そういったことを、こういった形で新しく取り上げ、盛り込んで作られていると解釈しているところです。さらに、「これをしっかり守っていきます」といったことであれば、それで良い気がするのですが、あえて附帯意見を付けなくても良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**間野会長** 意見が分かれましたが、いかがでしょうか。

○**味村委員** 別に隅委員に対抗して言うわけではないんですが、私が言っているのは、既に法律があるものに関してです。それから、老朽化とかといった問題ではなくて、法的なものがある前に進まないといったものです。そういうことをクリアして、より市民が良くなるほうに進めていただきたいということをお伝えしたいということなんです。二次的なものだと考えていただきたい。

○**間野会長** 隅委員の折角のお言葉なんですけど、この都市計画マスタープランが出来て、それ

に基づいてしっかりと進めていくことを市に対して言っていくということ自体は良いのではないかという気がします。確かに書いてあることではあるのですが。

○**隅委員** 問題点を進めていくということであれば、それで良いと思います。

○**間野会長** 先ほど言いました附帯意見を付けて答申をするという形でいこうかと思いますが、先ほど反対の方の表明がありましたので、一応賛否を挙手によって採りたいと思います。

それでは、議案第5号の「岩国市の都市計画に関する基本的な方針の策定について」、委員の皆様方から色々なご意見がありました。

従いまして、挙手による採決によって決定したいと思います。議案第5号「岩国市の都市計画に関する基本的な方針の策定について」、原案通り賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手：19名)

多数の賛成があると認められますので、原案の通り可決決定することにいたします。ありがとうございます。従いまして、議案第5号につきましては、審議会として原案の通り可決決定した上、市長に報告したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、日程第3と第4について、これは両方が関係しますので、まとめて審議したいと思います。報告第7号の「岩国市都市計画提案制度の導入について」、それから報告第8号の「岩国市市街化調整区域における地区計画運用基準の策定について」の議題については、都市計画マスタープランに基づくものと位置づけられておりますので、一括して事務局から説明を受けて審議したいと思います。

○**事務局(吉岡課長)** それでは、報告第7号及び報告第8号についてご説明をさせていただきます。

なお、この2つの報告事項につきましては、先ほどご審議いただきました都市計画マスタープランに掲げた方針に基づき、健全な都市の発展及び協働のまちづくりを推進していくため、市として新たに取り入れるものであります。

また、2つの事項が関連性を持っているものでもありますので、一括してご報告をさせていただきます。

それではまず、「岩国市都市計画提案制度の導入について」をご説明させていただきます。当日配布資料1の「岩国市都市計画提案制度概要」をご覧ください。

近年、地域住民等によるまちづくりへの関心が高まる中で、都市計画への関心も高まってきております。そのような中、本市におきましても、川下地区や岩国地区等で住民主体によるまちづくりへの取組が進められております。

平成14年の都市計画法の改正により、住民やまちづくりNPO等による都市計画の提案ができるための制度が創設されました。この制度につきましては、先ほどご審議いただきました岩国市都市計画マスタープランにも記述をしております。

お手数ですが、都市計画マスタープランの90ページをご覧ください。90ページの一番下、「③

都市計画の提案制度」として記述しております。ここでは、協働のまちづくり条例や地区計画の申出制度、都市計画の提案制度を紹介し、これらの協働のまちづくり制度を活用して、マスタープランの実現を目指すこととしています。

また、本市におきましても、地域住民によるまちづくりへの関心が高まってきており、今後、協働のまちづくりを推進してくため、このたび、都市計画提案制度を導入することといたしました。

それでは、現在検討を進めております、岩国市都市計画提案制度の概要をご説明させていただきます。

まず、この制度により都市計画の提案ができる主体についてですが、これは、提案区域内の土地所有者又は借地権者、まちづくり活動を行うNPO法人や公益法人等として、都市計画法によって定められております。

次に、提案することができる都市計画の内容ですが、本市が定める都市計画であれば提案することが可能です。

なお、山口県においては既に制度の導入を行っておりますので、県が定める都市計画については山口県に提案することができます。

次に、提案に必要な要件についてですが、0.5ヘクタール以上の一団の区域であること。また、都市計画の基準に適合していること。提案区域内の土地所有者の3分の2以上の同意が得られていることの3つの条件が必要となります。これらにつきましては、都市計画法により規定されているものであります。

ここからは、市独自による規定となりますが、以下の書類の提出を行うこととする予定です。

提案書、都市計画の素案、都市計画を行うことができる者であることを証する書類、土地所有者の同意を証する書類を必要とすることといたします。

これらの書類につきましては、都市計画の提案を行う上で、その内容、要件の確認のために当然必要となるものですが、これらに加え、土地所有者及び周辺住民等への説明に関する書類、周辺環境対策に関する書類等の提出を行うこととしております。これは、都市計画の決定・変更により、その後の土地利用に制限がかかる可能性や、開発にともなう周辺環境への影響が懸念されるため、事前に関係者に対して十分な説明を行うことや、環境への影響調査及びその対策等を求めるものです。

これらの書類を揃え、市に提出された提案につきましては、岩国市都市計画提案審査委員会を組織し、提案を採用するかどうかの審査を行うこととしております。その審査の内容といたしましては、本都市計画マスタープラン等の上位計画との整合や、まちづくりへの貢献度、区域内外の環境の保全及び創造への配慮等を観点とすることとしています。

資料の裏面には、提案制度の手続フローを図示しております。なお、この制度の特徴的なことですが、図の中央にあります「提案の審査」により提案を不採用とした場合は、右側の矢印

に進み、都市計画審議会の意見を聴くこととなっております。都市計画審議会により、そのまま不採用が適当と認められれば、都市計画の決定・変更を行わないことを提案者に通知することとなりますが、不採用が不適当と判断された場合は、再度提案審査委員会にて審査を行うこととなっております。

以上、岩国市都市計画提案制度の概要をご説明させていただきました。

続きまして、「岩国市市街化調整区域における地区計画運用基準の策定について」をご説明させていただきます。本日配布資料の2「岩国市市街化調整区域における地区計画運用基準概要」をご覧ください。

まず、この制度の導入を行う背景ですが、平成18年の都市計画法の改正によりまして、市街化調整区域においてそれまで一定の要件を満たせば民間による開発が可能でありました開発許可の基準に関する都市計画法第34条第10号イの規定が廃止されました。これにより、宅地開発をとともう条例等に定められていない市街化調整区域における開発行為は、地区計画等に定められた内容に適合する場合のみとなりました。

このような背景のもと、平成18年の改正前の制度を補完し、市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成、地域の特性に応じた適正な誘導を図ることを目的として、このたび市街化調整区域における地区計画の運用基準を定めることといたしました。

また、お手数ですが、都市計画マスタープランの36ページをご覧ください。ここには、適正な土地利用の規制・誘導に関する方針の「②市街化調整区域における方針」として、項目の2つ目に「市街化区域に隣接し、市街化の傾向が強まる兆しが見られる場合等、宅地化を誘導することが適切であると考えられる地区については、土地利用フレームを踏まえつつ、地区計画制度等の活用による計画的な整備を図るとともに、市街化区域への編入を検討します。」といった方針を掲げています。この方針による地区計画制度の活用を可能とする受け皿として、このたび運用基準を定めることといたしました。

それでは、運用基準の大まかな概要についてご説明申し上げます。

まず、基本的な方針ですが、この地区計画は市街化調整区域における開発を可能とするものですが、これにより、いたずらに開発を促進するものではなく、あくまで農林漁業や自然環境を保全していく市街化調整区域の性格が変わるものではありません。

また、都市計画マスタープラン等の上位計画や関係法令、農林業振興基本計画等の関係計画と整合した適切な開発のみを許容するものとしております。

前提条件といたしましては、ただいまの基本方針による上位計画との整合や、防災、農林業振興上開発が望ましくない区域を含まないこと。また、良好な社会生活を営むに足りる水準で周辺に公共施設が整備されていることとしています。

次に、地区計画としての土地利用ですが、主に住宅系の用途として利用することに限っております。市街化調整区域の性格上、開発による周辺環境への影響等を考慮し、工業系や商業系

の開発については、このたびの基準の検討には盛り込んでおりません。

また、住宅系の用途として概ね5ヘクタール以上の面積を有することとしております。これは、全国的に人口減少が進んでいる中で、無秩序な市街化を抑制するものであり、小規模なミニ開発等については、市街化区域内で行うことが適当であると考えているからであります。

次に、立地条件についてですが、住宅系用途地域の市街化区域に隣接した地域としていません。市街化区域からの飛地は認めないものとしています。その他、周辺に公共施設が整備され、低密度で優良な田園型住宅地の環境が確保されていることとしております。

次に、地区施設・公共施設についてですが、地区内に設置する道路や公園、排水設備等については、地区内の良好な居住環境の維持・形成が可能となる基準のものとするとしております。例えば、地区道路の幅員等については、良好な居住環境を維持するため、一般的な開発基準以上のものとする予定です。

なお、これらの地区施設や公共施設の設置については、将来行政による新たな公共投資をとまなう必要のないものとするとしております。

最後に、地区内での建築物の用途の制限につきましては、良好な居住環境の維持・形成のため、原則として第1種低層住居専用地域で定める範囲内のものとしております。ちなみに、現在、本市で定めております第1種低層住居専用地域の建ぺい率・容積率につきましては、それぞれ50パーセント、80%となっており、10メートルの高さ制限を設けております。

なお、地区計画は住民が主体となって必要なルールを定めることができ、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めることができる制度であるため、できるだけ先ほどの都市計画提案制度を活用した運用を行っていきたいと考えております。

以上、2件のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**間野会長** はい、ありがとうございます。併せて報告のありました2つの事項について、何か意見とかございますでしょうか。

○**味村委員** 2号委員、味村です。ちょっと説明をお聞きしたいと思うのですが、「岩国市都市計画提案制度概要」の3の(4)にあります「0.5ヘクタール以上の一団の区域であること」について、0.5ヘクタールの算出根拠をお示しいただきたい。

○**事務局(吉岡課長)** 0.5ヘクタールにつきましては、都市計画法に位置づけられております。法文を確認いたしますので、お時間をいただきますでしょうか。

○**事務局(中岡主査)** お時間を取りまして申し訳ございませんでした。都市計画法施行令第15条の2になります。そこに、「法第21条の2第1項の政令で定める規模は、0.5ヘクタールとする。」と記載されております。お時間を取りまして、すみませんでした。

○**間野会長** 他いかがでしょうか。

(「なし」の声)

○**間野会長** それでは、特段のご意見は無さそうですね。これは、これに基づいて具体的な提

案制度の要綱などが決められていくこととなって、その上で運用を始めるということになります。都市計画提案制度は、都市計画法が改正されたときに追加された条文であり、いわゆる市民の側から都市計画の提案ができるというものです。これまでは、どちらかという上から計画を決定していくというものだったのが、できるだけ広く市民からの意見が採り入れられるような方向にしようという新しい仕組みわけです。是非、皆様方におかれましても、周辺でこのようなことがありましたら、利用していただければと思います。

それでは、特段のご意見がないようですので、議事日程第5の「その他」、「都市計画区域の再編について」に入ります。これについての説明をお願いします。

○事務局（吉岡課長） それでは、「その他」ということですが、現在山口県において検討が行われております都市計画区域の再編について、昨年末、県からその方向性が示されましたのでご報告をさせていただきます。本日配布資料の3「都市計画区域再編（案）」をご覧ください。

図の左側でお示ししておりますとおり、現在本市には、岩国都市計画区域、由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域、周東都市計画区域の4都市計画区域がございますが、これらの都市計画区域では、合併前から行政単位ごとにそれぞれのまちづくりが進められてまいりました。

その後、平成18年の市町村合併にともないまして、1つの行政単位に4つの都市計画区域が存在することとなりました。

また、山口県全体におきましても、平成の大合併により、現在17市町を対象に、26の都市計画区域が指定されているところです。

都市計画区域は、概ね人口が1万人以上の市町村を対象として、「一体の都市として総合的に整備・開発及び保全を行う区域」とされており、市町村合併を、「一体の都市」を改めて位置づける契機としまして、各市町の意向を踏まえながら、これまで県において区域の再編を検討されてきたところであります。

本市の区域の再編については、地形的な特徴及び地域の特性を考慮して、一例ですが、玖珂と周東を統合し岩国と由宇を統合する方法や、4つの区域全てを統一する方法等、これまで県都市計画課と協議、調整を行ってきたところです。

そのような検討の結果、昨年末、本市における区域の再編については、現在の岩国都市計画区域はそのままとし、由宇・玖珂・周東都市計画区域を1つに統合するという方向性が県より示されました。

原則1つの市域においては、「一体の都市」としての考えのもと、1つの都市計画区域を設定することが望ましいところではありますが、岩国都市計画区域には、いわゆる線引き制度である市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分があり、由宇・玖珂・周東都市計画区域については、その制度がないということで、都市計画における土地利用制度の関係上、2つに分けて誘導していくということが1つの理由であると伺っております。

岩国都市計画区域においては、今後も無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的として、区域区分の制度を継続することとされています。

なお、都市計画区域の名称につきましては、岩国都市計画区域はそのままの名称とし、由宇・玖珂・周東都市計画区域は、まだ仮称ではありますが、岩国南都市計画区域となっております。

正式な指定の時期につきましては、これから県において手続が進められ、来年度末以降となる予定と伺っております。

なお、区域再編にともないまして、これまで決定を行っている都市施設の名称等の都市計画の変更が生じることとなりますが、その際には、都市計画の手続により当審議会にお諮りすることとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、都市計画区域再編についての報告とさせていただきます。

○**間野会長** はい、ありがとうございました。これについて、何かご意向やご意見等がございますでしょうか。

○**河合委員** 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。ここでは仮称となっておりますけれども、由宇、玖珂、周東を統合した都市計画区域の名称が「岩国南」となっていますが、この名前というの県から示されたということでしょうか。

○**事務局（中岡主査）** 県からお示しをいただいたものでございます。

○**河合委員** 商工会関係も、この由宇、玖珂、周東で統一されていまして、「岩国西商工会」となっています。幹部交番も、「岩国西幹部交番」となっており、この地域では「岩国西」という名称が使われています。その中に「岩国南」という名称が入ってくると、非常に紛らわしいのではないかと思います。

○**事務局（中岡主査）** ご指摘も、ごもっともというところもございますけれども、これは全県の形として、例えば周南の場合、周南東という形の名称が付けられております。お手元に地図があると思いますけれど、全体的な見方をすると、やはり南側になるということでございますので、県のほうにおいて名称をお付けになられたのではないかと考えているところでございます。

○**間野会長** これは県が決めることですから、如何ともしがたいこととありますので、しょうがないですね。

それでは、以上で本日の議事日程を終了いたしました。委員の皆様方から何かありますか。

事務局のほうから何かありますか。

○**事務局（吉岡課長）** 本日は、岩国市都市計画マスタープランをはじめ、都市計画提案制度及び市街化調整区域における地区計画運用基準について熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

会議の冒頭でもありましたように、1号委員及び4号委員の皆様方におかれましては、今

月の 22 日が任期満了となります。

これまで、市の都市計画行政の推進のため、2 期 4 年間に渡り多大な御尽力をいただきましたことに、改めて心より感謝を申し上げる次第であります。

皆様方におかれましては、今後も市政全般に渡りまして御協力をお願いいたしますとともに、今後ますますのご活躍を祈念させていただきまして、最後のご挨拶とさせていただきます。長い間どうもありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○**間野会長** それでは、閉会の前に、1 号委員と 4 号委員を代表いたしまして、ご挨拶をさせていただきます。

議員の方は替わられておりますが、4 年間メンバーとして一緒にやってこられた 1 号委員、4 号委員の方、ご苦労様でございました。

振り返りますと、今日が 9 回目ということで、4 年間で 9 回と言いますと何か数が少ないように思いますが、それぞれの回で行ったことは、非常に岩国市の都市計画にとって重要な案件ばかりだったと思います。それについて、私が会長として上手く進められたのも、皆様方のご協力のおかげと思っており、深く感謝いたします。

この都市計画マスタープランの策定については、通常、別組織を作って行うことが多いものです。別組織で都市計画マスタープランの案が出来たものを審議会で審議をするというパターンが多いわけですが、岩国市は、この都市計画審議会そのものがマスタープランの案を作っていくというやり方をしました。その結果として、今後都市計画の具体化を進めていく際には、非常に上手く、スムーズに都市計画行政が進められることになったのではないかと、私自身は専門家として評価をしております。

そういったことを皆さんがやってこられたということ念頭に置いていただいて、退任される方につきましても、これからも岩国市の都市計画及びまちづくりについて協力していただければ良いかなと思います。

どうも長い間ありがとうございました。

[午前 12 時 00 分閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

平成 23 年 3 月 25 日

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_